

建設業における労働時間の動向

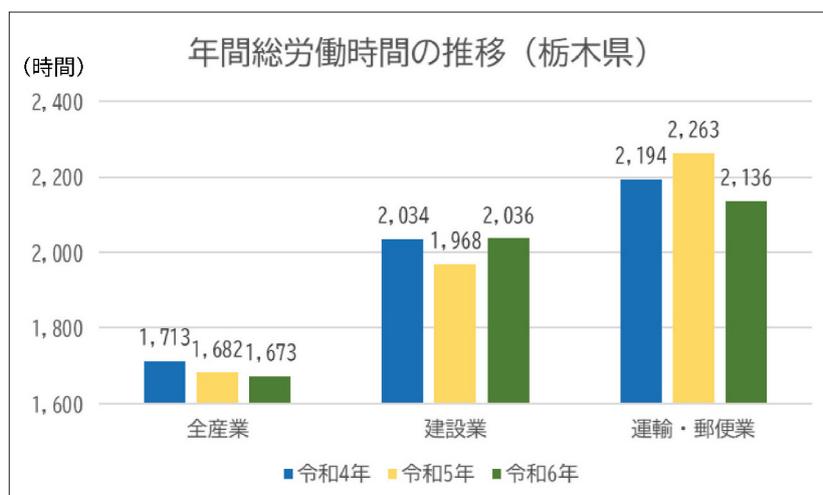
栃木労働局

建設業における時間外労働について、令和6年3月までは労働基準法に定める上限規制の適用が猶予されておりましたが、同年4月以降災害時における復旧及び復興の事業を除きこの上限規制が適用となり、現在までに1年が経過しました。この経過を踏まえた直近の建設業における労働時間の動向について解説いたします。

まず、栃木県における建設業を含めたすべての産業についてですが、年間の総労働時間は直近2年（令和5年、令和6年）においてそれぞれ前年を下回っており、労働時間の減少傾向が続いております。

この一方で、栃木県内の建設業については、全体の傾向に反し労働時間は増加しており、令和5年から令和6年にかけては、総労働時間が1,968時間から2,036時間、所定外労働時間が126時間から204時間と顕著な増加となっております。令和6年4月からの時間外労働の上限規制適用にもよらず、時間外労働（所定外労働）はむしろ長くなっている状況にあります。

なお、従前より労働時間が最も長い業種である運輸・郵便業については、建設業と同様、令和6年4月以降時間外労働の上限規制が適用されておりますが、栃木県の同業種における令和5年から令和6年にかけての労働時間は一定の減少となっており、業種における労働時間の推移の違いが鮮明となっております。



年次有給休暇について、取得率はこの数年継続的に上昇しております。全国の全産業における令和5年の取得率は65.3%で、政府目標である70%に近付きつつありますが、建設業の取得率は60.7%と、他業種に比べ年次有給休暇の取得が低調となっております。

現在進められている働き方改革におきましては、その重要な事項として長時間労働の解消があります。しかしながら、建設業の現状をみると、労働時間短縮の歩みは鈍く、労働時間削減に向けさらなる取組が必要な状況にあります。人手不足のなか、一人一人の労働者に係る負荷を減らせないとといった難しい事情もあろうかと思いますが、例えば建設現場における週休2日制の実施など、発注者も含めた業界全体での連携による労働時間削減の推進が望まれます。